

賃金構造基本統計調査の 学歴区分の見直しについて

賃金構造基本統計調査の学歴区分の見直しに係る検討状況①

1. これまでの検討状況

前回のワーキンググループで、学歴区分について「大学卒」と「大学院卒」に分ける案を提示し、特段の御意見なくご了承いただいたところ。

2. 前回のワーキンググループでの論点①

【事務局案】

- 「大学卒」と「大学院卒」を分けた場合、6年制学部卒業者はどのように扱うべきか。
 - ① 本調査の学歴区分は、通算修業年数により設定されていることから、この考え方を踏襲し、6年制学部卒業者は、「大学院卒」に含める。
 - ② 総務省「就業構造基本調査」の考え方に合わせて、6年制学部卒業者は、「大学卒」に含める。上記の2つの考え方のうち、統計間の比較可能性を重視し、②の方針で進めることとしてはどうか。

【御指摘】

- ・ 他の統計と整合的であるべき。
- ・ 6年制学部卒業者の扱いについては、処遇の違いを考慮する必要があるのではないかと。通常の大卒と処遇を変えているのか、企業にヒアリングを試みるべき。
→課題1（資料2-2、P. 3）
- ・ 就業構造基本調査以外のものではどのように扱っているのか。
→課題2（資料2-2、P. 4）

⇒検討結果：資料2-2、P. 5

課題1:6年制学部・学科卒業者の区分に関する企業ヒアリング

1. 概要

賃金構造基本統計調査における最終学歴区分を「大学卒」と「大学院卒」に分けた場合の6年制学部卒業者の扱いについて検討する上での参考として、実際に企業において、6年制学部卒業者をどちらの学歴区分に相当する形で処遇しているのか等について、ヒアリングを実施。

2. ヒアリング対象

6年制が導入されている学部（医学部、歯学部、獣医学部、薬学部）のうち、

① 最も近年に6年制が導入され、導入時の取扱い（それまでの4年制卒業者との調整の有無）も確認がしやすいと考えられたこと

② 唯一、4年制と6年制が併存しており、4年制との比較がしやすいと考えられたこと
という観点から、薬学部卒業者に絞ってヒアリングを行った。具体的には、薬学部卒業者を採用していると考えられる業種から、4社（医薬品製造業・卸売業1社、ドラッグストア3社）を対象とした。

3. ヒアリング結果

① 6年制薬学部卒業者を採用した場合の初任給の扱い

「大学院修士卒の扱いとしている」1社

「大学卒の扱いとしている」3社

…「大学卒の扱いとしている」のうち2社は薬剤師採用が6年制に切り替わった時点から薬剤師手当を増額したとのことであり、従来の4年制薬学部卒の初任給と比較すると実質的に増額（残り1社は切り替わり時の対応について非回答）

② 6年制薬学部卒業者と4年制薬学部卒業者の区分の可否

6年制薬学部卒業者と4年制薬学部卒業者（6年制導入前を含む）を人事管理等システムで

「区分できる」1社

「区分できない」2社（1社は非回答）

…「区分できない」の2社は、「薬剤師」として管理しているのみで、6年制卒業者かどうかは履歴書を見る必要ありとのこと。

課題2: 学歴を調査項目としている他調査の例

調査名	調査項目	学歴区分	6年制学部 卒業者の扱い
就業構造基本調査 (総務省)	「教育」	『小学・中学』『高校・旧制中』 『専門学校(修業年限「1年以上2年未満」「2年以上4年未満」「4年以上」)』 『短大』『高専』 『大学』『大学院』 (平成29年調査)	特段の扱いなし (『大学』に区分)
国民生活基礎調査 (厚生労働省)	世帯票 「教育」	『1 小学・中学』『2 高校・旧制中』 『3 専門学校』 『4 短大・高専』 『5 大学』『6 大学院』 (1又は2の場合は、「特別支援学校・特別支援学級」であるか否か)	特段の扱いなし (『大学』に区分)
雇用動向調査 (厚生労働省)	入職者票、 離職者票	『中学』『高校』 『専修学校(専門課程)』 『高専・短大』 『大学』『大学院』 (入職者票においては、『大学』『大学院』の区分において、さらに「文科系」「理科系」の区分)	特段の扱いなし (『大学』に区分)
職種別民間給与 実態調査 (人事院)	初任給調査 票、個人票	『中学卒』『高校卒』 『短大卒』 『大学卒』(大学院は『大学卒』に含む) (個人票の場合。初任給調査票は職種によって学歴の選択肢が異なる。)	『大学卒』に区分

※職種別民間給与実態調査、雇用動向調査(離職者票)は事業所を対象とする調査、その他は世帯又は労働者個人を対象とする調査である。4

6年制学部卒業者の区分方針(案)

○企業ヒアリングの結果及び他調査の例を踏まえ、以下の観点から、賃金構造基本統計調査においても**6年制学部卒業者については「大学卒」と扱う**こととしてはどうか。

【検討の観点】

- ① 6年制の学部を卒業したことのみをもって、これを修士課程相当として博士課程（後期）の入学資格が認められるわけではなく※、また、就業構造基本調査等の他調査における区分においても、6年制学部の卒業者はあくまで大学卒と扱われていること。
※ただし、6年制学部に直結する大学院として、別途「4年制博士課程」が存在する。
- ② 直近で制度が切り替わった薬学部卒業生に関し、採用している企業においては、6年制卒か4年制卒（制度改正前を含む）かの区分をシステムでしておらず、個人の履歴書を確認しなければ把握ができないところも多く存在すると考えられること。
- ③ 実質的には6年制学部卒業生と4年制学部卒業生について、賃金に差を設けている企業も多く存在することが考えられるが、薬学部においては、4年制卒業生については他の学部卒業生と同様としている一方で、6年制卒業生については、薬剤師資格を有しているということから薬剤師手当として相当程度の額を基本給に上乗せしているところも存在することが確認されたところであり、学歴ではなく、職種を決定要素としていると考えるのが相当であると思われること。

賃金構造基本統計調査の学歴区分の見直しに係る検討状況②

前回のワーキンググループでの論点②

【事務局から】

- 現行の「高専・短大卒」を専門学校卒と短大・高専卒に分ける必要はないか。
- 短時間労働者について学歴を調べるべきか。

【御指摘】

- 短大・高専と専門学校では賃金水準が違うので、分けるべきではないか。
- 調査票のスペースの問題というのもあるが、短大・専門学校は分けた方がよい。ただし、専門学校を設ける場合、基準をどうするかという問題もある。
- スペースの問題であれば、スペースの工夫はできないか。調査票をA4からA3にするという方法もあるのではないか。
- 短時間労働者の規模は大きくなっているなので、その人たちの学歴というのも大切な情報。現状でも、一般労働者の正社員・正職員以外の学歴についてはとっているもので、把握できないことはないのではないか。

⇒検討結果：資料2-2、P. 7~9

「短大・高専卒」の細分化及び短時間労働者の学歴の把握について

1. 「短大・高専卒」の細分化（「専門学校卒」区分の分離）

（1）他調査での専門学校の扱い

調査名	短大・高専・専門学校の区分	備考
就業構造基本調査 （総務省）	『専門学校 （修業年限「1年以上2年未満」 「2年以上4年未満」 「4年以上」）』	平成24年調査より修業年限別の区分となった。 ※「短大・高専」から「専門学校」が区分されたのは平成19年調査であったが、そのときの定義は「専修学校専門課程（修業年限2年以上のもの）」であった。
	『短大』	平成29年調査より『短大』『高専』が分離された。
	『高専』	
国民生活基礎調査 （厚生労働省）	『専門学校』	専修学校専門課程・各種学校（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの） ※専門学校高等課程は『2 高校・旧制中』に区分。 ※修業年限について更なる細分化はしていない。
	『短大・高専』	
雇用動向調査 （厚生労働省）	『専修学校（専門課程）』	専修学校の専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの） ※専修学校（高等課程）は『高校』に区分。 ※専修学校（一般課程）や各種学校（自動車教習所等）は学歴に含めない。 ※修業年限について更なる細分化はしていない。
	『高専・短大』	
職種別民間給与実態調査（人事院）	『短大卒』	専修学校専門課程（修業年限2年以上）を含む

「短大・高専卒」の細分化及び短時間労働者の学歴の把握について

1. 「短大・高専卒」の細分化（「専門学校卒」区分の分離）

（1）他調査での専門学校の扱い

「専門学校」を「専修学校専門課程」として、「短大・高専卒」とは一緒にせずに、独立して区分している調査が多い。

ただし、学歴を調査項目としている調査の多くは個人又は世帯を対象（回答者は本人又は家族）としている点に留意が必要。

（2）学歴区分を増やした場合の調査票のスペースについて（イメージ）

A 4用紙、A 3用紙それぞれの場合についてイメージを作成。（別紙参照）

（3）企業ヒアリング結果（参考）

専門学校卒業者の学歴の管理状況について企業ヒアリングを実施。（6年制学部卒業者の処遇に関するヒアリング企業と同一企業）

専門学校卒業者を採用している企業においては、いずれも短大・高専卒とは区分できるものの、修業年限については、システム上「区分できる」「区分できない」両方の回答があった。区分している企業においては、修業年限を初任給に反映させていたが、区分していない企業においては、修業年限に関わらず、初任給は短大と同様というようにしていた。

「短大・高専卒」の細分化及び短時間労働者の学歴の把握について

2. 短時間労働者の学歴の把握について

(1) 企業ヒアリング（参考）

短時間労働者の学歴の把握状況について企業ヒアリングを実施。（6年制学部卒業者の処遇に関するヒアリング企業と同一企業）

短時間労働者を雇用している企業のいずれにおいても、短時間労働者の学歴についてはシステムでは管理していない、との回答であった。理由としては、「短時間労働者は入れ替わりが多く管理が煩雑となる中で、企業経営上把握する必要性がない」といったようなものであった。

○今後の方針

「短大・高専卒の細分化」、「短時間労働者の学歴の把握」のいずれも、**引き続き、事業所・企業に対するアンケートやヒアリング、試験調査の実施等により、事業所・企業における回答可能性について更なる検証を進め、結論を得ること**としたい。